

保育所、認定こども園、幼稚園等による食事の提供に要する費用その他の実費徴収に係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	境港市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保育所、認定こども園、幼稚園等による食事の提供に要する費用その他の実費徴収に係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		境港市個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第3の項 保育所、認定こども園、幼稚園等による食事の提供に要する費用その他の実費徴収に係る利用者負担額軽減制度事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第1条	境港市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第2条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第2条 本給付は、次条第2号に規定する児童に係る食事の提供に係る費用（副食の提供に限る。以下同じ）として保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を給付することにより、子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		境港市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の2項1号	境港市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第7条
事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	副食費の実費徴収に係る補足給付の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の2項1号	境港市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第3条及び第4条第1号子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令59条 の2項1号	境港市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱第3条及び第4条第1号子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
備考		

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	